

八尾市男女共同参画審議会規則

平成 22 年 3 月 31 日

規則第 14 号

改正 平成 25 年 3 月 30 日 規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八尾市男女共同参画推進条例（平成 21 年八尾市条例第 29 号。以下「条例」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、八尾市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第 5 条 審議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、本市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の任務について委員を補佐する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、人権文化ふれあい部人権政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 30 日規則第 4 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（後略）